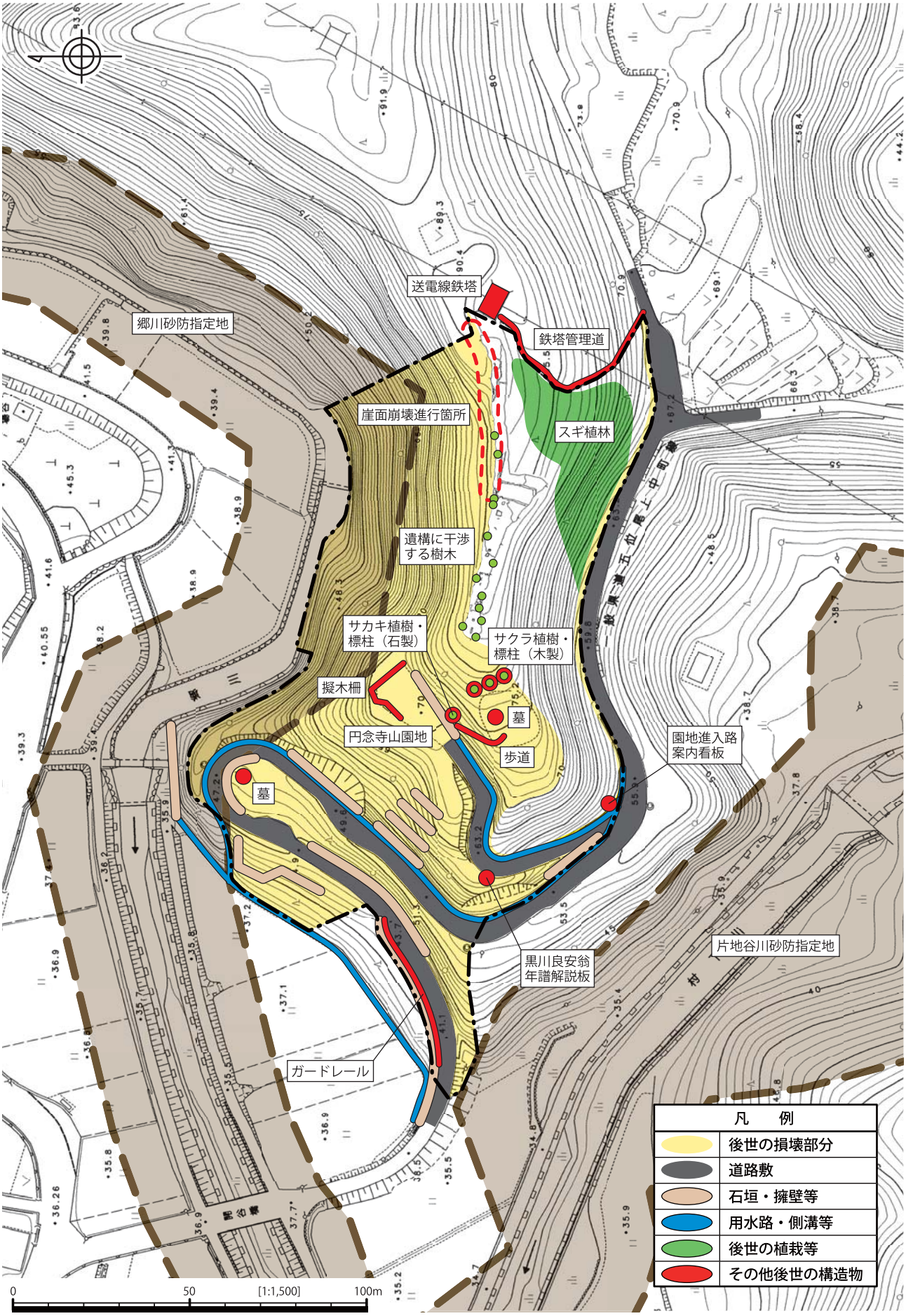

第 55 図　円念寺山経塚の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

円念寺山経塚の立地状況（西より）

指定地北側の崩壊が進行する崖面（北より）

崖面肩部の崩壊状況（東より）

崖面肩部の崩壊状況（北西より）

ブルーシートによる養生の状況（東より）

平坦面のスギ植林（西より）

写真 72　円念寺山経塚現況写真（１）

一般県道五位尾上中町線（北東より）

県道沿いの墓地（北より）

円念寺山園地（南西より）

松本家墓碑及び記念植樹（西より）

円念寺山園地の進入路（南より）

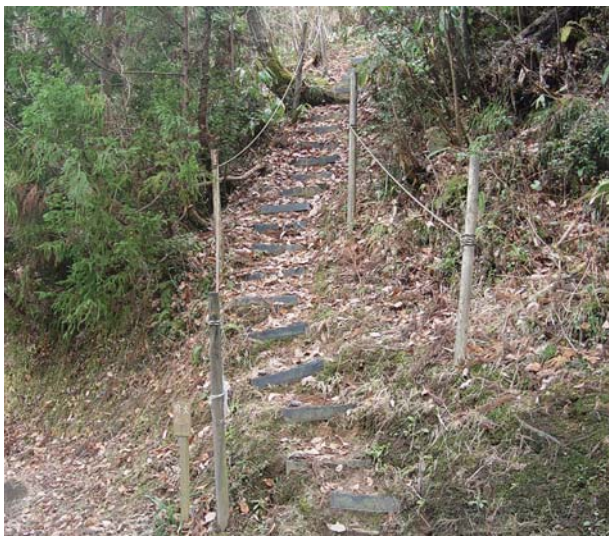

送電線鉄塔の管理道（南東より）

写真 73　円念寺山経塚現況写真

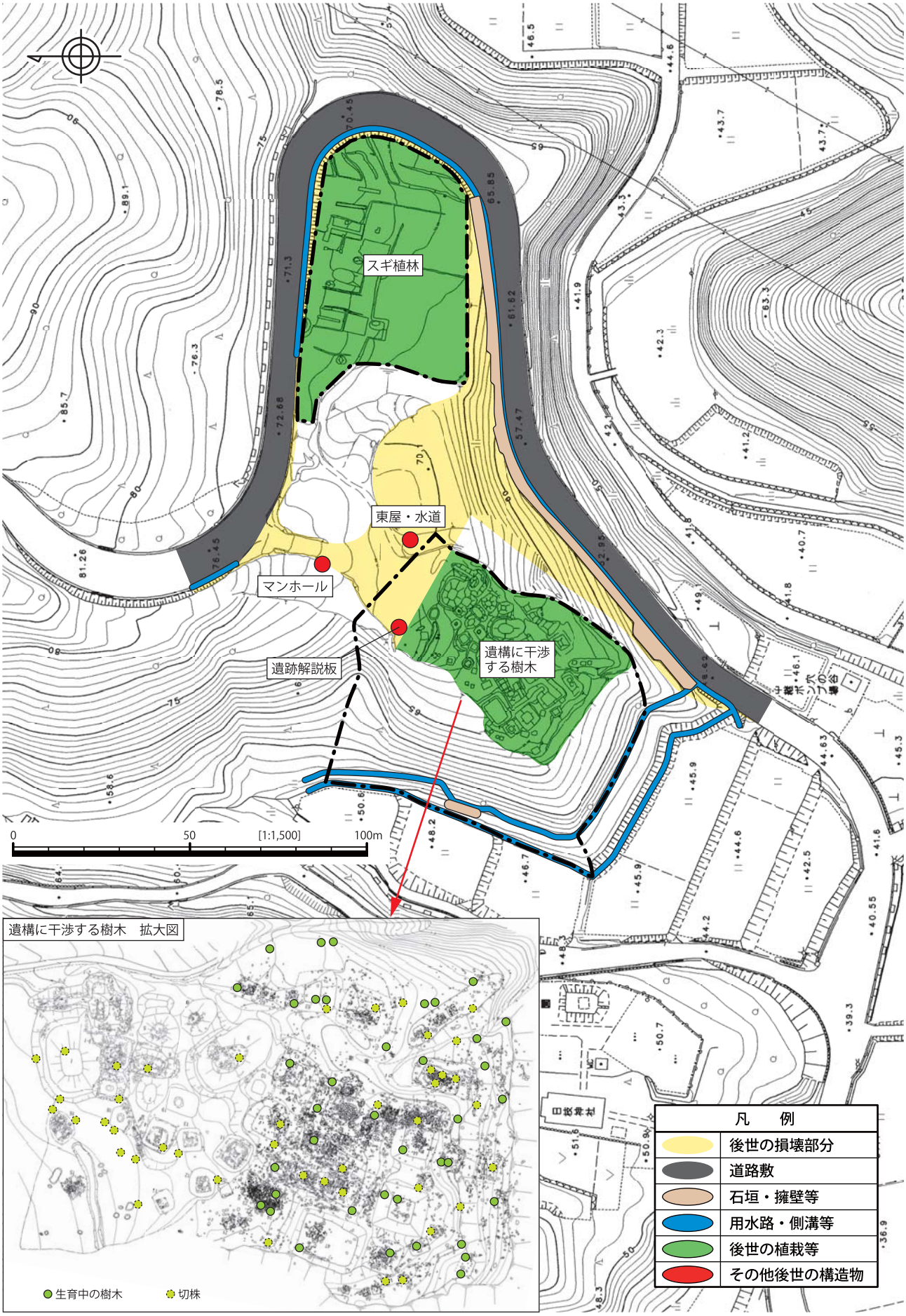

第 56 図　黒川上山墓跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

黒川上山墓跡の立地状況（南より）

遺構上に林立する樹木・切株（北より）

ブルーシートによる養生の状況（北より）

削平面と遺跡解説板（北東より）

盛土面上の東屋・水道（南西より）

西側斜面部の樹木（西より）

写真 74　黒川上山墓跡現況写真（１）

西側上段の用水路（北より）

西側下段の用水路（北より）

西側のコンクリート擁壁（西より）

南側上段の用水路（南東より）

林道黒川線と指定地東地区のスギ植林（西より）

林道の法面及びコンクリート擁壁（東より）

写真 75　黒川上山墓跡現況写真（２）

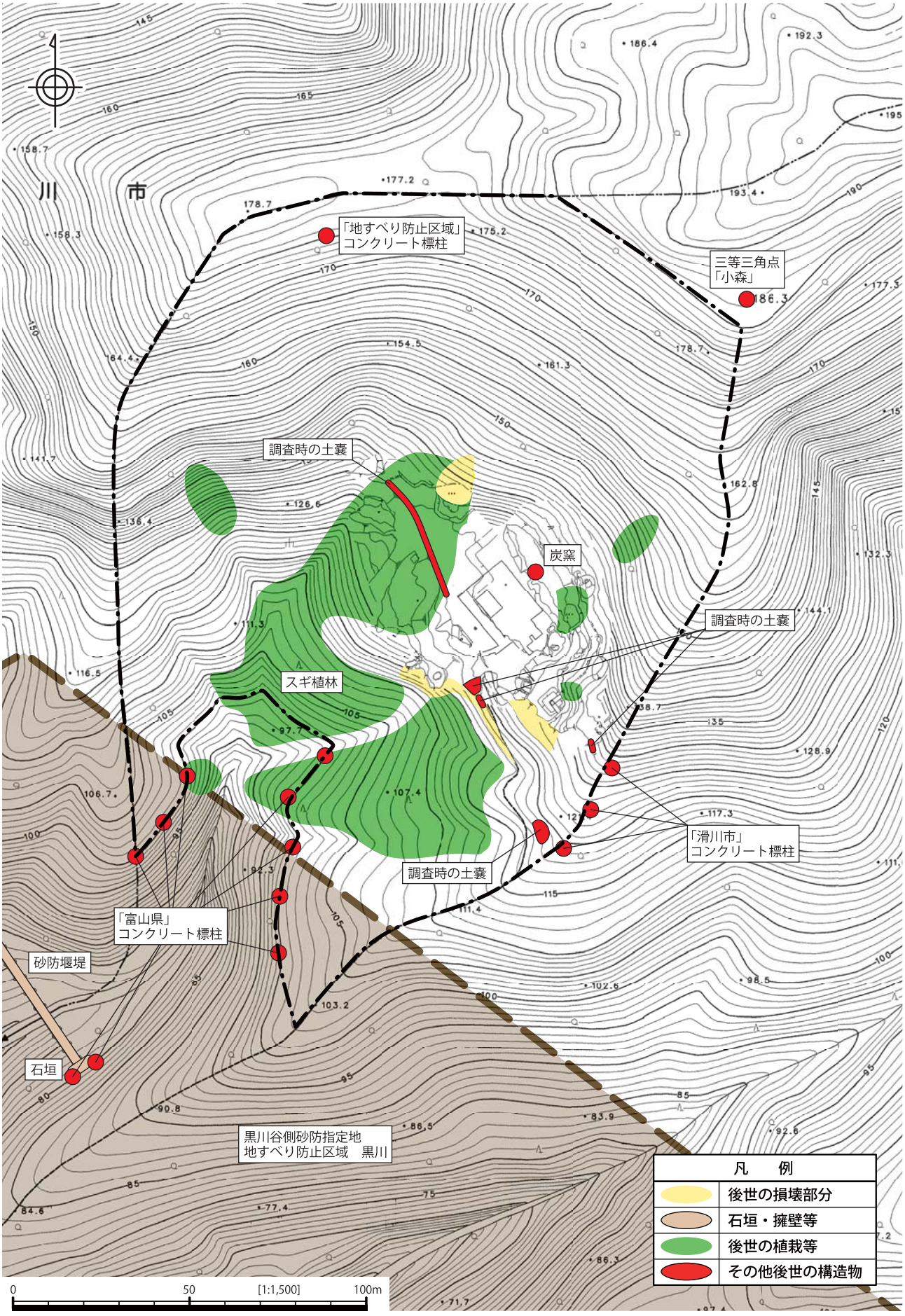

第 57 図　伝真興寺跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

伝真興寺跡の立地状況（南より）

平坦面の現況（南東より）

ブルーシートによる養生の状況（東より）

調査時の土嚢（北西より）

参道（南西より）

コンクリート標柱（西より）

写真 76　伝真興寺跡現況写真

第３節　保存管理の方法

第１項　史跡全体の保存管理方針

１．史跡の本質的価値を構成する諸要素の取扱い

史跡の本質的価値とは、墳丘など地上に表出している遺構や発掘調査の結果として得られた事物だけでなく、現在も地下に埋蔵されていて遺存状況が不明な遺構・遺物をも含むものである。そのため、史跡の保存管理を進めるにあたっては必要に応じて各種調査を実施し、より正確な本質的価値の把握と、それを踏まえたより適切な保存管理方法の構築へとフィードバックさせるよう努める。

また、現状で損壊していることが判明している遺構については、類似例を参考にしながら、復旧、修理、保護措置を行う。

２．史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素の取扱い

遺跡の形成からは長い年月が経過しており、その間に遺跡と直接関係のない構築物が築かれたりしているが、これらは可能な限り移転・撤去・復旧を行うよう努める。ただし、来訪者の便宜のために有効なもの、地域の歴史を物語るもの等については、史跡の本質的価値や景観を著しく損ねるものではない限り、現状維持を原則とする。

樹木については、斜面保護・植生保護・景観保持のため原則として現状維持とするが、防災上必要な場合、遺構損壊の恐れがある場合、及び眺望確保が必要な場合は十分な検討の上で伐採し、また枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。

３．防災・安全上の配慮

指定地内及びその周囲には急峻な斜面地が多く存在する。一部では侵食・崩壊が現在も進行しており、長期的な視点に立った場合、史跡の立地する地形そのものの自然崩壊も危惧される。今後の史跡の保存に支障をきたすだけではなく防災・安全上にも看過できない点が多いことから、早急な対策を検討する。なお、検討に当たっては斜面及びその周辺の現況と気象条件、過去の実施例等に基づき、安定性・永続性・施工性・環境景観・経済性・維持管理等の総合的な検討を行い、特に史跡にふさわしい景観となるよう十分に配慮する。

４．史跡の公有化方針

指定地の約 85％は非公有地であるが、地権者の世代交代等に伴う土地管理の悪化が進んでおり、今後もこの傾向は進行するものと推測される。また、前述したように地形の侵食が進行している地区も見受けられる。史跡の管理団体である上市町の主導による早急かつ確実な保存管理を図るため、史跡等購入費国庫補助金を活用し、必要性や優先度を十分に検討し、早期の公有化を推進する。

第２項　各遺跡の保存管理方法

１．円念寺山経塚

両側の切り立った細尾根上に立地し、北側では侵食・崩壊の進行している崖面に接していることから、早急な防災措置を検討する。

指定地内の道路及び円念寺山園地については、史跡の本質的価値と関係するものではないが、来訪者の便宜に有効であることから撤去・復旧等は行わない。ただし、改修等に当たっては史跡にふさわしい景観となるよう配慮する。また、松本家墓地及び個人墓地についても史跡の本質的価値とは本来関係するものではないが、地域及び地域住民の歴史や思いを物語るものであることから、現状維持を原則とする。

指定地内の樹木については、斜面保護・植生保護・景観保持のため原則として現状維持とするが、防災上必要な場合、遺構損壊の恐れがある場合、及び眺望確保が必要な場合は十分な検討の上で伐採し、また枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。

なお、指定地内で確認されているシキミ（レッドデータブックとやま：危急種）及び指定地に近接して確認されたセンブリ（同）については、その保護に配慮する。

２．黒川上山墓跡

一部表流水による侵食で墳丘土砂の流出や集石の乱れが認められることから、類似例を参考にしながら適切な方法で侵食対策措置を検討する。

指定地内の解説板は、来訪者の便宜に有効であるものの内容が史跡指定以前のものであり、交換を検討する。

指定地内の樹木については、斜面保護・植生保護・景観保持のため原則として現状維持とするが、防災上必要な場合、遺構損壊の恐れがある場合、及び眺望確保が必要な場合は十分な検討の上で伐採し、また枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。ただし墳丘上にある樹木については早急に影響調査を進め、遺構の保護に悪影響を及ぼすと判断したものについては早期に伐採する。

なお、指定地内で確認されているトウササクサ（レッドデータブックとやま：希少種）については、その保護に配慮する。

指定地外にある東屋と水道、及び旧地形の谷部を埋めている盛土については、現状では来訪者の便宜に有効ではあるものの史跡の本質的価値とは関係するものではなく、また景観上も問題があることから、今後の整備活用計画を検討する上でその取扱いについて協議する。

３．伝真興寺跡

平坦面の縁部及び背後の斜面において一部崩壊が認められる。類似例を参考にしながら、適切な方法で崩壊対策措置を検討する。また、平坦面は通常ブルーシートによって養生しているが、シート下面においてモグラ等による遺構面の損壊が認められることから、盛土等による遺構面の保護を検討する。

指定地内の樹木については、斜面保護・植生保護・景観保持のため原則として現状維持とするが、防災上必要な場合、遺構損壊の恐れがある場合、及び眺望確保が必要な場合は十分な検討の上で伐採し、また枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。

指定地内に積まれた発掘調査時の土嚢は撤去する。

なお、指定地内で確認されているトウササクサ（レッドデータブックとやま：希少種）については、その保護に配慮する。また、コクランは今回の植生調査によって富山県内で初めて記録された種であり、日本海側の東限にあたる新分布と考えられる。当面は今後の展開を注視しながら、その保護に特に配慮する必要がある。

第４節　現状変更等の取扱方針及び取扱基準

第１項　史跡全体の方針

本史跡は、経塚・墓地・寺院という性格の異なる３遺跡が山中に一定の距離を置いて分布し、またそれぞれが広大な面積を有している。そのため、場所によって遺構の配置や分布状況、地形、植生、土地利用の状況など様々な点において性質の違いが認められ、その詳細は本書でこれまで述べてきたとおりである。こうした多様な状況の下にある史跡を適切に保存管理していくためには、その性質に応じた適切な地区区分を設定し、それぞれの状況に応じた保存管理基準を定める必要がある。

ここでは、史跡の置かれた状況を総合的に判断し、第１種・第２種・第３種（以上指定地）、第４種（指定地外）の４種の地区に区分して史跡全体に共通する現状変更等の取扱方針を定め、その上で各遺跡の状況に応じた詳細な取扱基準を定める。

史跡上市黒川遺跡群における地区区分と現状変更等の取扱方針

地区名	地区の概要と現状変更等の取扱方針
第１種地区（指定地）	発掘調査等により主要な遺構の存在が確認されている地区である。重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。
第２種地区（指定地）	遺構の存在が推定される地区である。史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。
第３種地区（指定地）	地形改変により遺構が存在しない地区、及び現況が急峻な山麓斜面となっている地区である。原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めないが、一部の行為については史跡にふさわしい景観に配慮することを条件として認める。
第４種地区（指定地外）	史跡指定地を含む周知の埋蔵文化財包蔵地「黒川地区信仰関連遺跡」に相当する地区で、史跡と一体的に捉えられる、またはその可能性のある地区である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとし、地権者に景観保全などについて理解と協力を求める。

第２項　各遺跡における現状変更等の取扱基準

１．円念寺山経塚（第 58 図）

		第１種地区（指定地）	第２種地区（指定地）	第３種地区（指定地）	第４種地区（指定地外）
地区の概要		平成 12 年・13 年の発掘調査によって経塚・集石遺構が確認された地区。	調査時の「平坦面３」で、関連遺構の存在が推定される地区。	一般県道五位尾上中町線、円念寺山園地とその進入路、墓地等によって地形の改変を受けている地区、及び第１種・第２種地区南北の急峻な斜面となっている地区。	「黒川地区信仰関連遺跡」の範囲で、指定地外の地区。
現状変更取扱方針		重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。ただし、一部の行為については史跡にふさわしい景観に配慮することを条件として認める。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとする。地権者に景観保全などについて理解と協力を求める。
現状変更の規制	住宅新築	認めない。	認めない。	認めない。	同上
	簡易な工作物	認めない。	認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	同上
	道路建設	認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	同上	同上
	道路改良	認めない。	同上	史跡にふさわしい景観に配慮することを条件として認める。	同上
	水路建設・改修・撤去	認めない。	同上	同上	同上
	地形の変更等	認めない。	同上	同上	同上
	樹木植栽・伐採・抜根	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。	同上
景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	地権者に景観保全について理解を求める。
発掘調査		遺構整備の必要性に応じ、未調査遺構については発掘調査を実施する。	現状変更に伴う発掘調査を実施する。	原則として実施しない。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとし、開発行為に際して発掘調査を実施する。
追加指定		―	―	―	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地公有化		早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指すが、個人所有の墓地については公有化の必要性について協議する。	史跡の保存管理・整備活用上必要な場合においては公有化を協議する。
史跡整備		遺構の整備を優先的に行い、積極的な活用を図る。	発掘調査で重要な遺構が確認された場合は、遺構の整備を行い、活用を図る。	必要に応じて整備を行う。崩壊の危険性の高い斜面地については、早急な崩壊対策工事を進める。	現状保存を原則とするが、必要に応じて整備の対象とする。

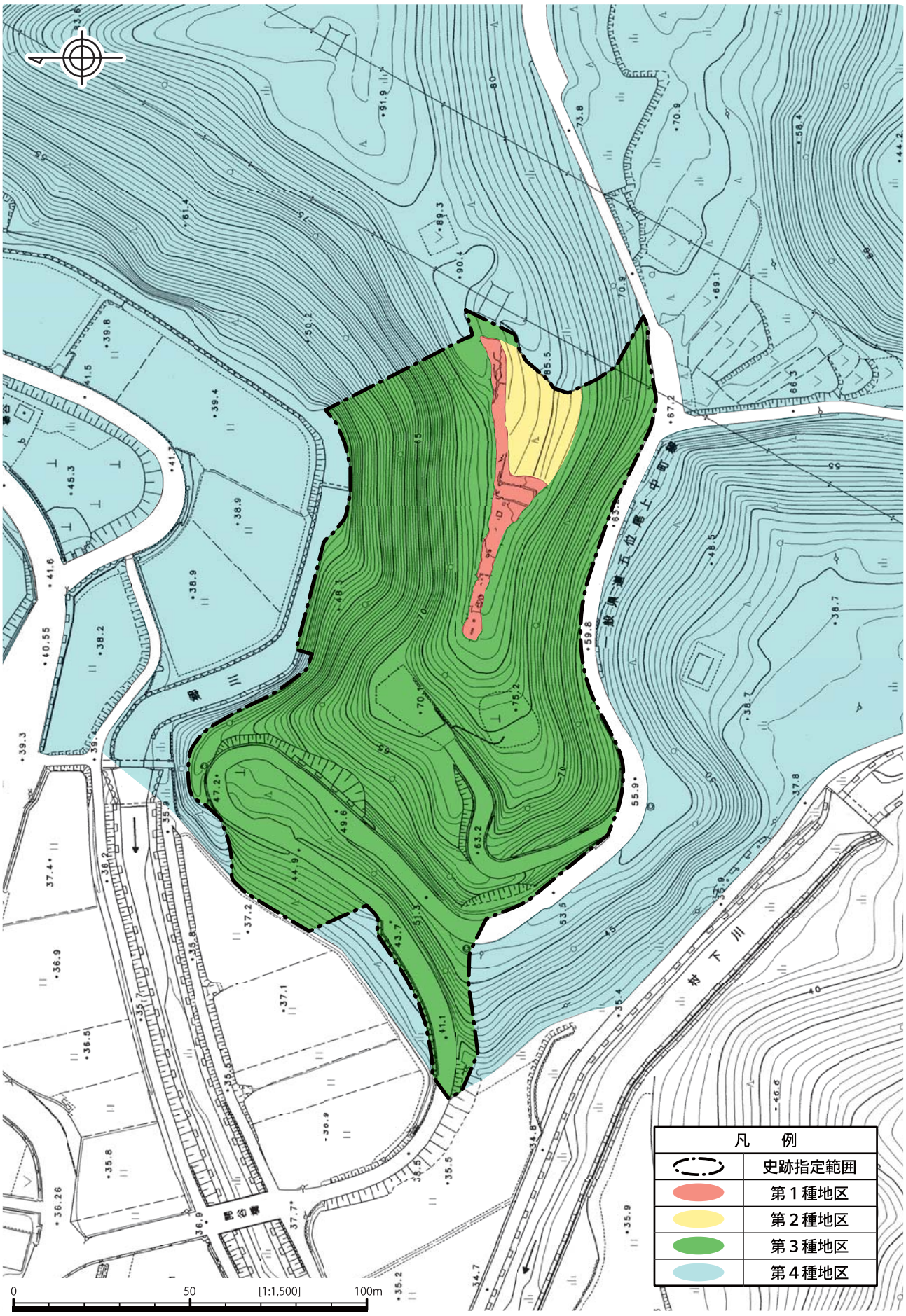

第 58 図　円念寺山経塚管理区分図

２．黒川上山墓跡（第 59 図）

		第１種地区（指定地）	第２種地区（指定地）	第３種地区（指定地）	第４種地区（指定地外）
地区の概要		平成６年～９年の発掘調査において墳丘墓・集石墓・建物跡などの遺構が確認された地区。	指定地西地区のうち、第１種地区の西側・南側の緩斜面となっている部分で、関連遺構の存在が推定される地区。	指定地西地区のうち、第１種地区の北側で削平・盛土によって旧状が損なわれている地区、及び第２種地区西・南側の急峻な斜面となっている地区。	「黒川地区信仰関連遺跡」の範囲で、指定地外の地区。
現状変更取扱方針		重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。ただし、一部の行為については史跡にふさわしい景観に配慮することを条件として認める。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとする。地権者に景観保全などについて理解と協力を求める。
現状変更の規制	住宅新築	認めない。	認めない。	認めない。	同上
	簡易な工作物	認めない。	認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	同上
	道路建設	認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	同上	同上
	道路改良	認めない。	同上	史跡にふさわしい景観に配慮することを条件として認める。	同上
	水路建設・改修・撤去	認めない。	同上	同上	同上
	地形の変更等	認めない。	同上	同上	同上
	樹木植栽・伐採・抜根	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。	同上
景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	地権者に景観保全について理解を求める。
発掘調査		遺構整備の必要性に応じ、未調査遺構については発掘調査を実施する。	現状変更に伴う発掘調査を実施する。	原則として実施しない。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとし、開発行為に際して発掘調査を実施する。
追加指定		―	―	―	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地公有化		早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指す。	史跡の保存管理・整備活用上必要な場合においては公有化を協議する。
史跡整備		遺構及び園路の整備を優先的に行い、積極的な活用を図る。	発掘調査で重要な遺構が確認された場合は、遺構の整備を行い、活用を図る。	必要に応じて整備を行う。	現状保存を原則とするが、必要に応じて整備の対象とする。

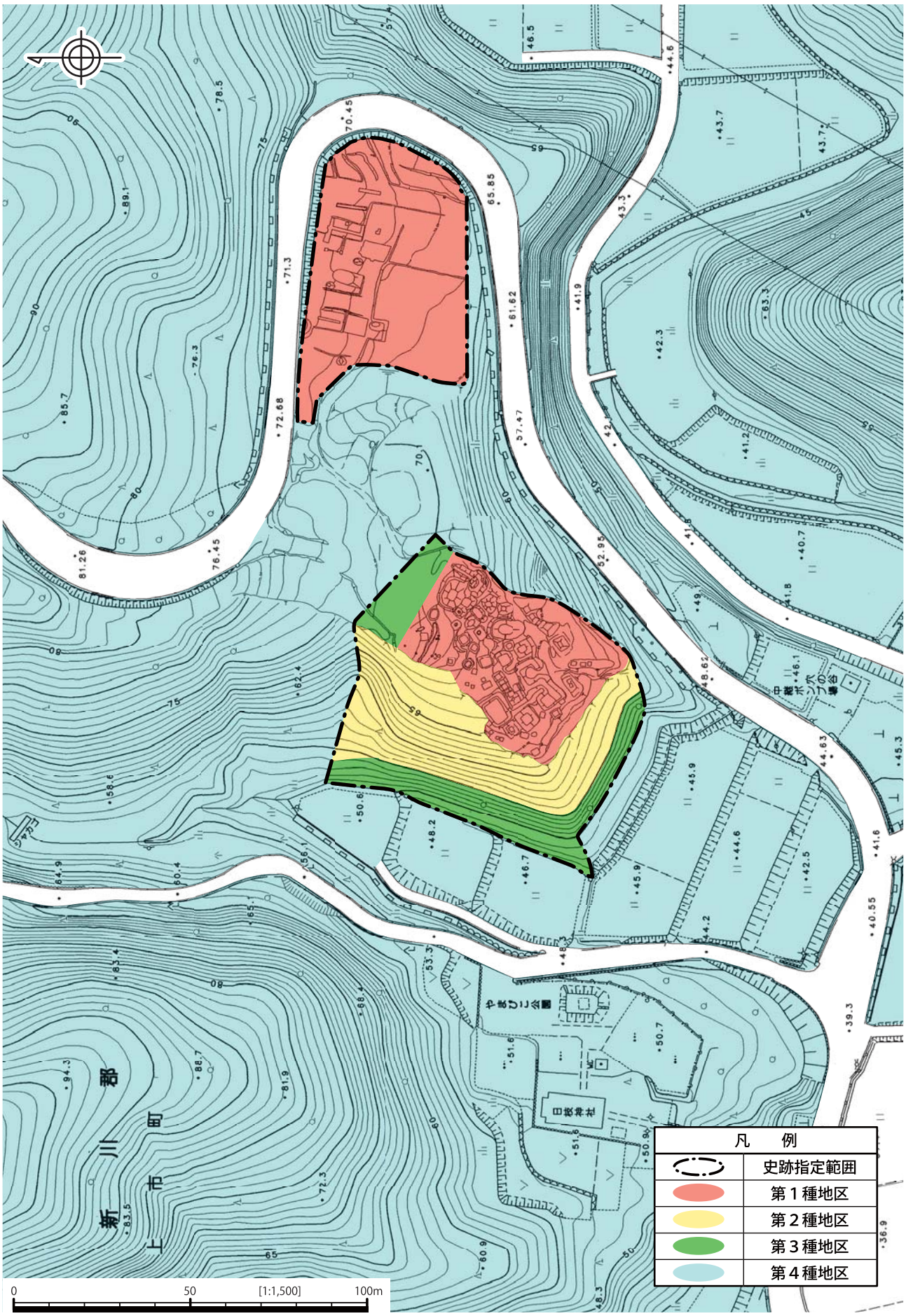

第 59 図　黒川上山墓跡管理区分図

３．伝真興寺跡（第 60 図）

		第１種地区（指定地）	第２種地区（指定地）	第３種地区（指定地）	第４種地区（指定地外）
地区の概要		平成 10 年・11 年の発掘調査において、各種堂塔跡・基壇等の遺構が確認された地区。	参道沿いに広がる緩やかな傾斜地で、僧坊等の関連遺構の存在が推定される地区。	第１種地区を取り囲む急峻な斜面地となっている地区。	「黒川地区信仰関連遺跡」の範囲で、指定地外の地区。
現状変更取扱方針		重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。	景観の保全を図りながら、遺構保護･防災工事･管理用道路敷設・眺望確保のための間伐などの現状変更は検討する。ただし遺構に影響があるときは認めない。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとする。地権者に景観保全などについて理解と協力を求める。
現状変更の規制	住宅新築	認めない。	認めない。	認めない。	同上
	簡易な工作物	認めない。	認めない。	認めない。	同上
	道路建設	認めない。	史跡の調査研究・保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	史跡の保存管理・整備活用に係るもの以外は認めない。	同上
	道路改良	認めない。	同上	同上	同上
	水路建設・改修・撤去	認めない。	同上	同上	同上
	地形の変更等	認めない。	同上	同上	同上
	樹木植栽・伐採・抜根	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。ただし、遺構を損壊するおそれがあるときは認めない。	遺構保護、防災、植生保護、景観保全上好ましい場合は認める。	同上
景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	地権者に景観保全について理解を求める。
発掘調査		現状変更に伴う発掘調査を実施する。	現状変更に伴う発掘調査を実施する。	必要に応じて実施する。	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとし、開発行為に際して発掘調査を実施する。
追加指定		―	―	―	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地公有化		早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指す。	早期の公有化を目指す。	史跡の保存管理・整備活用上必要な場合においては公有化を協議する。
史跡整備		遺構の整備を優先的に行い、積極的な活用を図る。	発掘調査で重要な遺構が確認された場合は、遺構の整備を行い、活用を図る。	現状保存を尊重するが、必要に応じ防災工事、管理用道路の敷設等を行う。	現状保存を原則とするが、必要に応じて整備の対象とする。

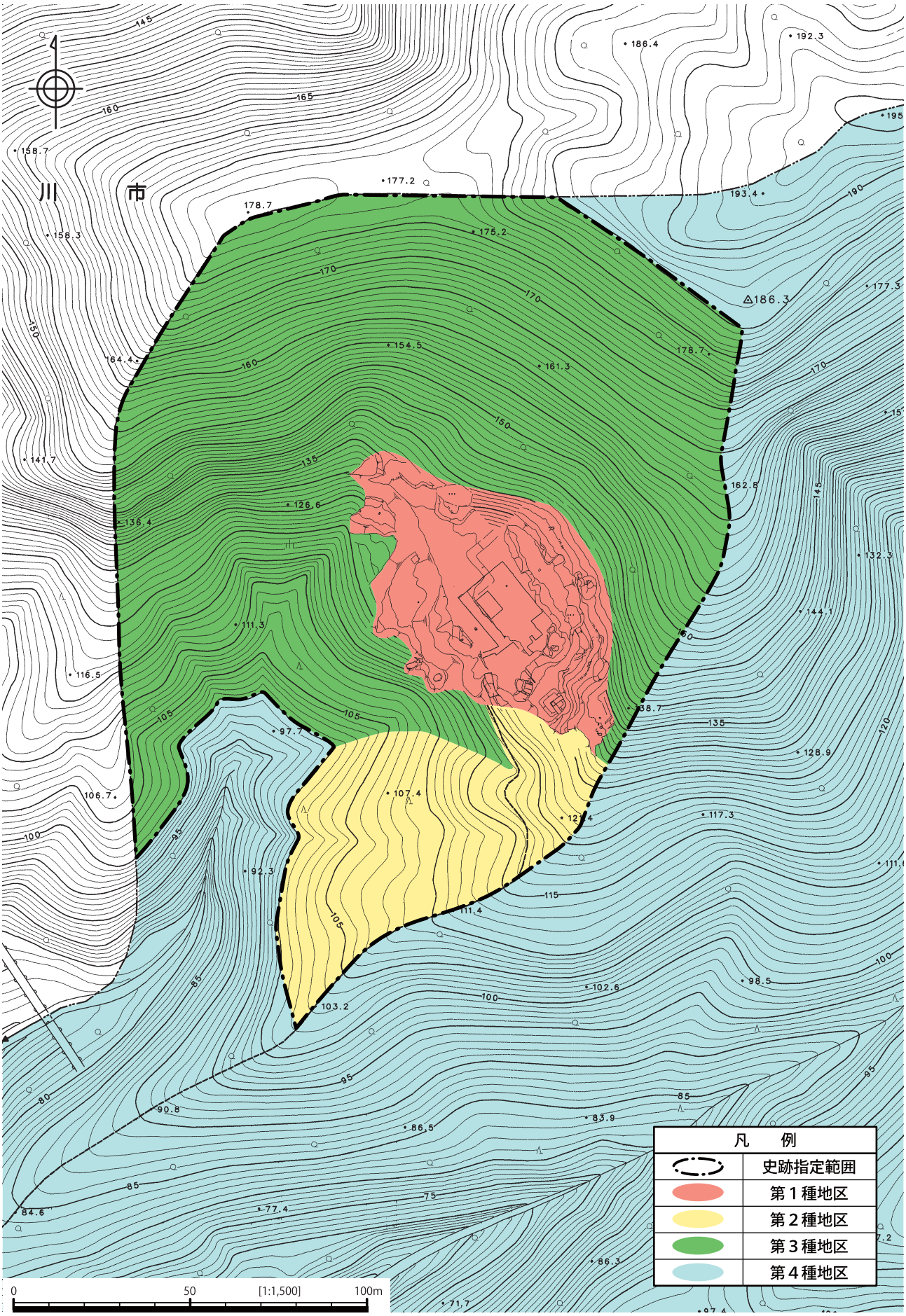

第 60 図　伝真興寺跡管理区分図

第５節　史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理

第１項　史跡指定地外の周辺環境を構成する要素

史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素は、「第２章第３節第１項３．史跡周辺の関連遺跡及び関連施設」で抽出した遺跡・施設がほぼ該当し、さらにはこれらの背景となっている「山林景観」を加えたものとして捉えることができる。なお、これらの要素は史跡との関連性により以下の５類に区分することが可能である。

１類：発掘調査等により史跡と密接な関わりを有することが明らかな遺跡。

日枝神社遺跡、開谷東遺跡、護摩堂村巻遺跡。

２類：現状では明確な物証等は得られていないが、史跡との関連性が高いと想定される遺跡等。

黒川岸天遺跡、護摩堂曲戸遺跡、黒川地区信仰関連遺跡、穴の谷霊場。

３類：現状では史跡との直接的な関わりは不明であるが、関連する可能性がある遺跡等。

黒川砦跡、護摩堂（蓑輪）城跡、小森館跡、黒川窯跡。

４類：その他の歴史的要素。

黒川～護摩堂古道、弘法大師の足跡岩、弘法堂。

５類：本史跡及び１類～４類の背景となっている山林景観。その範囲は、２類とした黒川地区信仰関連遺跡とほぼ重なるものである。

第２項　史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理（第 61 図）

これらの諸要素はその外枠が概ね黒川地区信仰関連遺跡の範囲内に含まれていることから、その保存管理については、前節において「第４種地区」とした地区における取扱いとする。ただし、この範囲は隣接する滑川市との市町界によって決定した部分があるため、部分的に５類「山林景観」についてカバーしきれていない（図中破線部分）。今後、埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大等について協議を進める必要がある。

史跡指定地外の周辺環境を構成する要素に係る取扱基準

		第４種地区（指定地外）
地区の概要		「黒川地区信仰関連遺跡」の範囲で、史跡指定地外の地区。
現状変更取扱方針		文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとする。地権者に景観保全などについて理解と協力を求める。
現状変更の規制	住宅新築	同上
	簡易な工作物	同上
	道路建設	同上
	道路改良	同上
	水路建設・改修・撤去	同上
	地形の変更等	同上
	樹木植栽・伐採・抜根	同上
景観の保全		地権者に景観保全について理解を求める。
発掘調査		文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとし、開発行為に際して発掘調査を実施する。
追加指定		発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地公有化		史跡の保存管理・整備活用上必要な場合においては公有化を協議する。
史跡整備		現状保存を原則とするが、必要に応じて整備の対象とする。

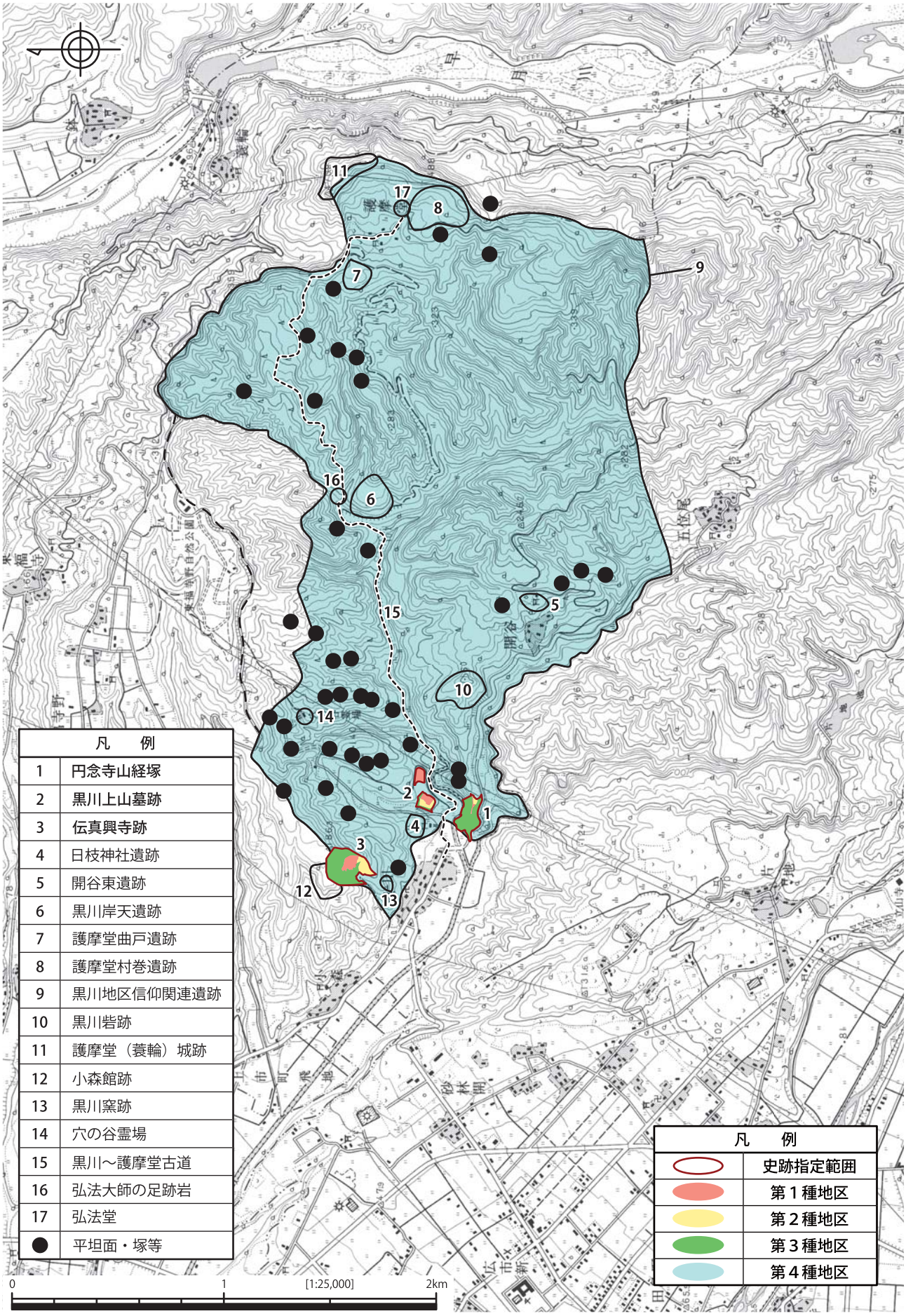

第 61 図　史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の管理区分図

第４章　史跡の将来像

第１節　整備・活用

第１項　整備・活用事業の目的と基本理念

上市黒川遺跡群は、上市町のシンボル・剱岳への畏敬の念を背景としたものであり、町のバックボーンを雄弁に物語る重要な文化財である。これを適切に保存し後世に伝えていくためには、現状のまま保存するだけではなく、多くの人々がその評価を共有できるものとして整備・活用していく必要がある。

本史跡の整備・活用事業においては、「第６次上市町総合計画」における施策の大綱の１つ「のびやか・上市」における「歴史的文化遺産の保存、伝承、活用を促進する」ための中核地域を創出するとともに、周辺に所在する文化財との連携を通じて、より豊かな「剱を仰ぐ　きらめきのまち」を実現することを目的とする。

本史跡の背景となる「剱岳への信仰」は、現代に生きる私たちが剱岳に抱く想いへと繋がるものである。この史跡を整備・活用していくことは、その「想いの歴史」を将来へわたって継承していくことに他ならず、剱岳に抱かれた地域に生活する私たちに課せられた責務とも言えよう。

第２項　整備・活用の基本方針

（１）遺構の保存

史跡を将来にわたって確実に保存・継承し続けるために、整備・活用に際しては遺構の恒久的な保存を前提事項とする。

（２）体感・学習の場づくり

上市町のシンボル・剱岳に対する「想いの歴史」を広くアピールするとともに、それを体感・学習できる場としての整備を目指す。

（３）景観の保全

史跡周辺の山林景観の保全を図り、その景観と調和した姿での整備を目指す。

（４）様々な分野との連携による活用

地域の歴史や自然環境を学ぶ場として学校教育・社会教育の場で活用するのみならず、健康づくりやグリーンツーリズムなど様々な分野との連携を図った活用事業の展開を目指す。

（５）史跡の広域的活用

周辺の関連する文化財・施設との連携を図り、広域的な活用に努める。

第３項　整備・活用の方向性

１．全体方針

本史跡を構成する３遺跡は、それぞれが有機的な関連を持ちつつ形成されてきたもので、それらを一体のものとして調和の取れた整備を行っていく必要がある。しかし、それぞれの遺跡はその性格や置かれた状況が異なっているため、画一的な手法ではなくそれぞれの特性に応じた整備・活用を行うよう努める。

なお、本史跡の整備・活用に際しては、平成 19 年 10 月に開通した「林道黒川線」が基幹動線となる。林道の沿線には町内屈指の観光地である穴の谷霊場（全国名水百選）があり、連日県内外問わず多くの観光客が訪れている。こうした観光客へのアピールや配慮を確実に行うことにより、史跡来訪者を安定的に確保することが可能である。

２．各遺跡の整備・活用方針

（１）円念寺山経塚【遺構保全重点ゾーン】

遺構・遺物ともにその内容が突出しており、本史跡の「顔」とも言える遺跡である。しかし、両側が切り立った崖となる細尾根上に立地することから、①遺跡を含む地形そのものの自然崩壊が危惧される、②尾根上での見学路確保が困難である、といった問題点を抱えている。

特に①は「史跡の確実な保存」という観点から対策が特に急がれるものであるため、本遺跡においては崖面保全を第一義とした整備を行う必要がある。

公開・活用は来訪者の安全確保上限定的なものとならざるを得ないが、復元模型や映像資料などを用いた詳細な解説の手法を検討する。

（２）黒川上山墓跡【公開・活用促進ゾーン】

ふるさと林道の沿線に存在するという立地条件の良さや視覚的なアピールの強さなどにより、本史跡の中でも公開・活用の中核となる遺跡と位置づけられる。

起伏の大きい地形・石材の多用・墳丘上の立木の存在など遺構の保存上クリアすべき課題が多いものの、極力「生」に近いかたちでの整備を行い、当時の墓道と推定される見学路を巡回することで、来訪者に「中世の墓地景観」を体感させる空間の創出を目指す。

また、本遺跡は円念寺山経塚の対岸に位置し相互に視認できることから、円念寺山経塚を眺望・解説するポイントの設置を検討する。

（３）伝真興寺跡【自然散策ゾーン】

鬱蒼とした山中に突然開けた空間が広がるという立地上の特徴を活かし、参道を利用した自然散策ゾーンとして位置づける。

寺院中心域についてはあえて建物復元等は行わず、盛土による遺構面保護にとどめて現在の雰囲気を維持し、散策コース上の休憩・学習エリアとしての整備を行う。

また、現地へのアクセスは現時点では黒川集落からの参道（急坂を含む徒歩道）のみであることから、ふるさと林道からのアクセスルートを新規に設置するなど、散策コースの回遊化を図るとともに資機材搬入・管理用車両進入路の確保を検討する。

（４）総合ガイダンス施設

山中に分散して存在する史跡を総体として理解するための施設を整備する。また、ボランティアガイドの基地、各種サークル活動の場としての活用も推進する。

３．広域的な文化財ネットワークの構築

本史跡の所在する上市町東部域における主要幹線道である富山中部広域農道を史跡来訪者の基幹動線として捉えた場合、その沿線及び延長線上には「第２章第３節第３項４．史跡周辺の社会的環境」で整理したような様々な関連文化財・施設等が存在する。本史跡の整備・活用に際しては、これらとの積極的な連携を図って広域的な文化財ネットワークを構築し、地域全体の歴史の総合的な理解を促すとともに、本史跡の地域における位置づけを明確にするよう努める。

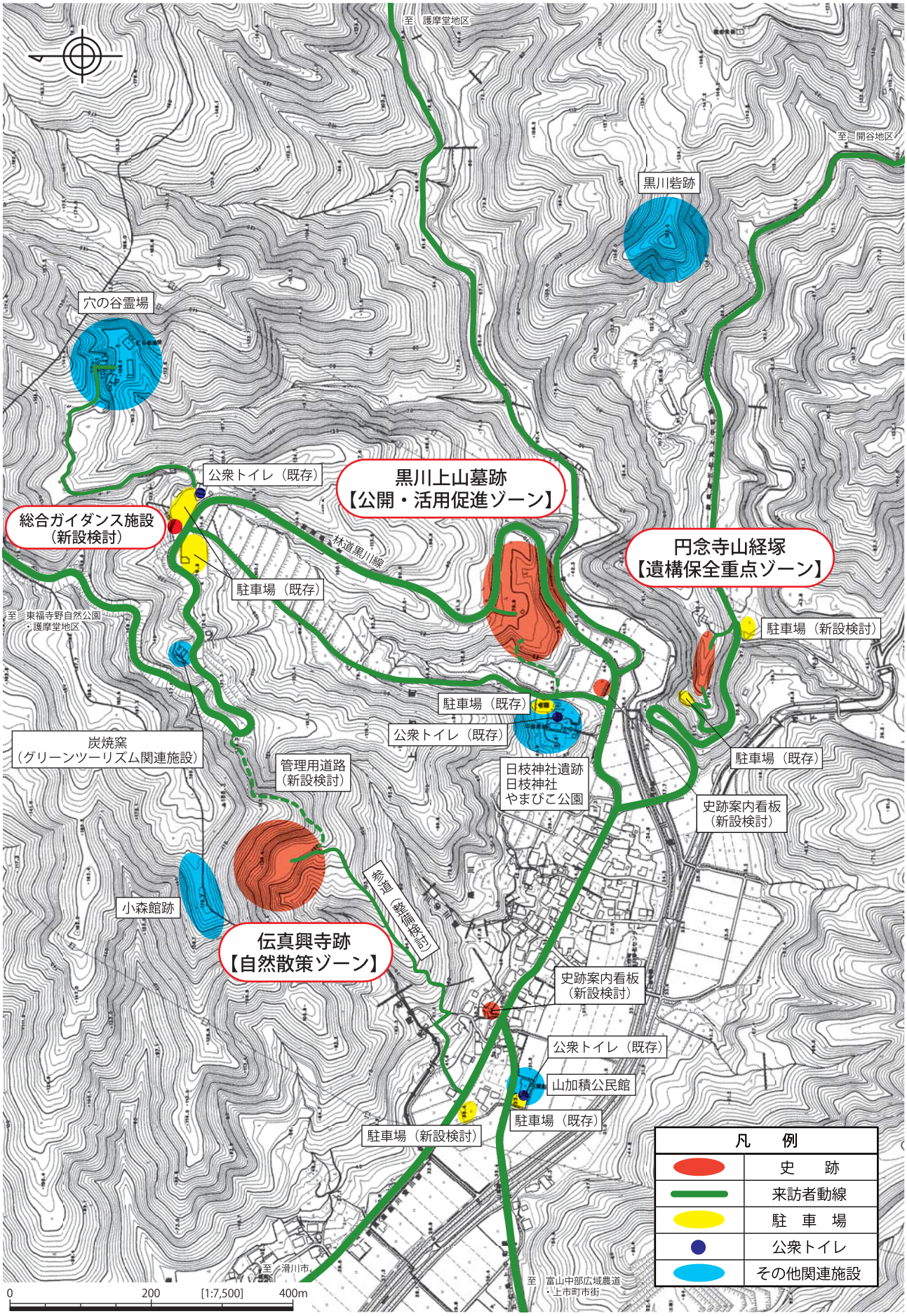

第 62 図　整備・活用構想概念図

第 63 図　史跡上市黒川遺跡群周辺整備イメージ図

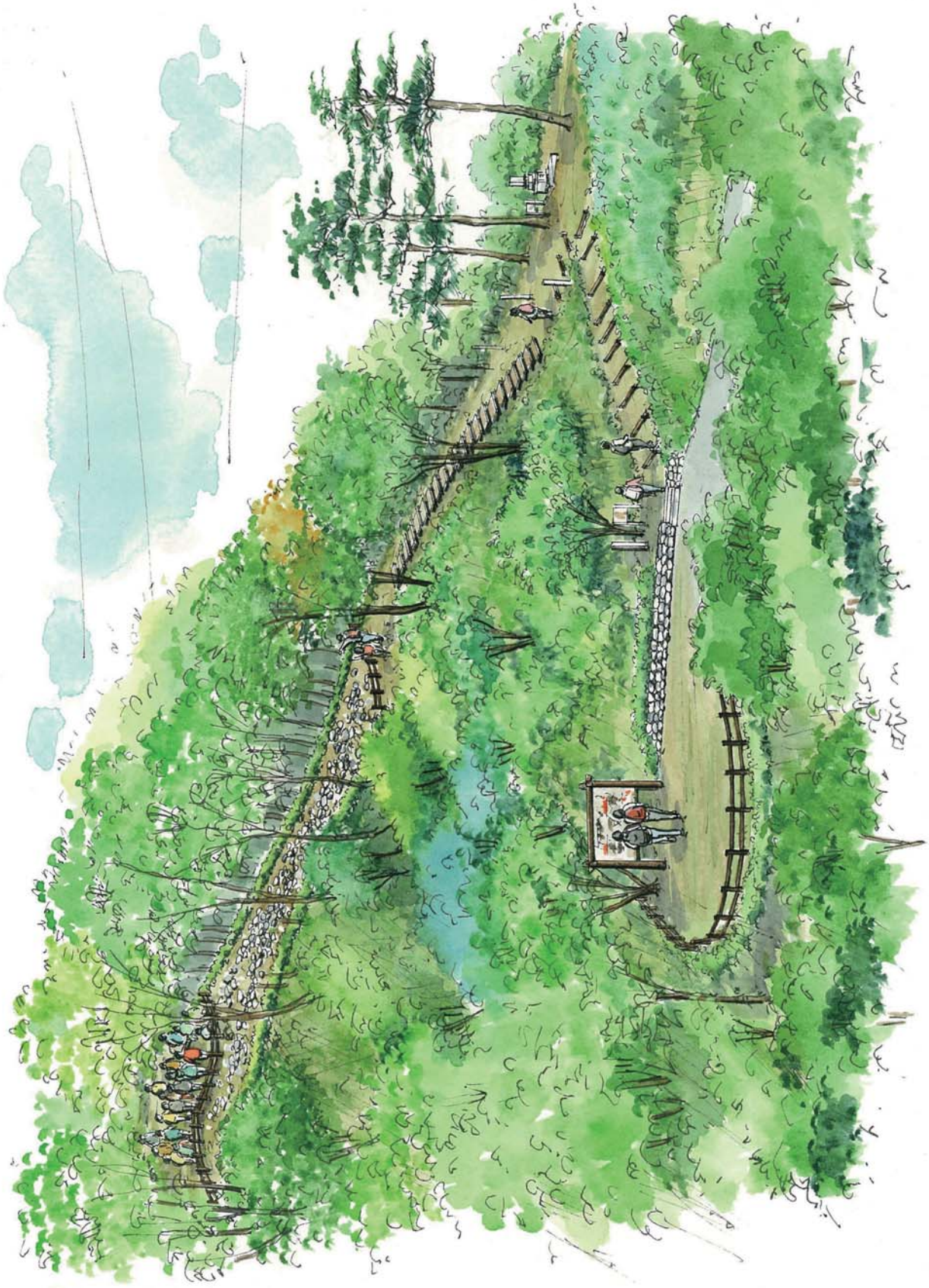

第 64 図　円念寺山経塚整備イメージ図

第 65 図　黒川上山墓跡整備イメージ図

第 66 図　伝真興寺跡整備イメージ図

第２節　運営及び体制整備

第１項　行政内での体制

本史跡にかかるこれまでの事業は、発掘調査と年１回の活用事業「黒川フェスティバル」が主体であり、行政側としては教育委員会がほぼ単独で実施してきた。しかし、史跡の整備事業には、歴史的・考古学的知識のほか、土木工学・公園・観光など多岐に渡る専門的知識や視点の動員が要求されることから、現状の体制ではこれまで説明してきたような理念や方針のもとでの望ましい史跡整備が困難であるばかりか、史跡の適切な保存管理にも支障をきたすことになる。

そのため、整備事業の遂行に当たっては、外部の専門委員を擁する保存整備委員会（仮称）を設置するとともに、文化財行政担当セクションのみならず全庁横断的なプロジェクトチームを発足するなど、管理団体としての体制強化を検討することが必要である。

第２項　行政外との連携

史跡所在地周辺の住民が参画して史跡の整備・活用に取り組むことは、史跡に対する理解を促すとともに、史跡への愛着を深めることとなる。こうした意識は史跡の将来にわたる保存・継承を担保するものであり、整備・活用に必要な体制は、管理団体である上市町を主体としながらも、地域住民を主体とする活動団体の積極的な参画を得られるよう努める。

第３節　今後の進め方

史跡上市黒川遺跡群にかかる今後の事業としては、定期的な巡視及び保全作業の実施、史跡指定地域及び整備活用事業に必要な周辺地域の土地公有化、整備活用基本構想及び整備活用基本計画の策定、保存整備工事にかかる基本設計・実施設計及び施工、保存整備工事後の維持管理、各事業の進捗状況に応じた効果的な活用事業の実施など、多くのものがあげられる。これらは一朝一夕になしうることではなくその時々の状況に柔軟に対応しながら順次進めていくこととなるが、その際には今回策定した保存管理計画を踏まえた十分な検討を行うことが必要である。

【参考文献】

恵庭市教育委員会　2008 『史跡カリンバ遺跡整備基本構想』

小浜市教育委員会　2000 『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』

勝山市教育委員会　1997 『史跡白山平泉寺旧境内保存管理計画書　1997』

上市町　1970 『上市町誌』

上市町　2006 『新上市町誌』

上市町教育委員会　1994 『富山県上市町中世城館調査報告書』

上市町教育委員会　1995 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査概報』

上市町教育委員会　1997 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第２次調査概報』

上市町教育委員会　1998 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第３次調査概報』

上市町教育委員会　1999 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第４次調査概報』

上市町教育委員会　2000 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第５次調査概報』

上市町教育委員会　2001 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第６次調査概報』

上市町教育委員会　2002 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第７次調査概報』

上市町教育委員会　2003 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第８次調査概報』

上市町教育委員会　2004 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第９次調査概報』

上市町教育委員会　2005a 『富山県上市町黒川遺跡群発掘調査報告書』

上市町教育委員会　2005b 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第 10 次調査概報』

上市町教育委員会　2006 『富山県上市町黒川上山古墓群発掘調査第 11 次調査概報』

護摩堂集落誌刊行委員会　2006 『護摩堂集落の千三百年』

西条市教育委員会　2007 『国指定史跡永納山城跡保存管理計画策定報告書』

高岡徹　2007 「新発見の黒川砦とその構築の背景」『富山市日本海文化研究所報』第 39 号

立山町教育委員会　1994 『芦峅寺室堂遺跡－立山信仰の考古学的研究－』

立山町教育委員会　1997 『立山雄山山頂遺跡－雄山神社峰本社社殿建替事業に伴う調査－』

鳥取県教育委員会　2003 『国史跡妻木晩田遺跡整備活用基本計画』

鳥取県教育委員会　2005 『史跡妻木晩田遺跡整備事業報告書　2000 － 2004』

富山県埋蔵文化財センター　2006 『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』

富山市教育委員会　1999 『史跡北代遺跡ふるさと歴史の広場整備事業報告書』

富山市教育委員会　2008 『史跡王塚・千坊山遺跡群保存管理計画策定報告書』

滑川市　1979 『滑川市史』考古資料編

氷見市教育委員会　2006 『史跡柳田布尾山古墳整備事業報告書』

氷見市教育委員会　2008 『国指定史跡大境洞窟住居跡保全整備事業報告書』

文化庁文化財部　2006a 『月刊文化財』平成 18 年 2 月号（509 号）

文化庁文化財部　2006b 『月刊文化財』平成 18 年 11 月号（518 号）

文化庁文化財部記念物課　2005 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』

北陸中世時研究会　1997 『中・近世の北陸－考古学が語る社会史－』

山加積地区誌編集委員会　2003 『ふるさと今昔－山加積地区誌－』

史跡上市黒川遺跡群
保存管理計画策定報告書

編集・発行：上市町教育委員会
〒 930-0393
富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地
Tel：076-472-1111 ／ Fax：076-473-2085
発　行　日：2009（平成 21）年 3 月 31 日
印　　刷：株式会社チューエツ

PRINTED WITH SOY INK 環境保護のため、環境に優しい大豆油インキを使用しています。

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています 本紙は資源保護のため再生紙を使用しています。